

特別養護老人ホーム 長等の里 利用料金表

従来型個室

令和6年8月1日現在

(単位:円)

	負担段階	負担割合	①介護負担 利用料金		居 住 費 ②	食費(日額) ③	日 額 ①+②+③	月 額 (31日)
要介護1	第1段階	1割負担	616		380	300	1,296	40,176
	第2段階				480	390	1,486	46,066
	第3段階①				880	650	2,146	66,526
	第3段階②				880	1,360	2,856	88,536
	第4段階	2割負担	1,231	1,500	1,600	4,331	134,261	
		3割負担	1,847	1,500	1,600	4,947	153,357	
要介護2	第1段階	1割負担	689		380	300	1,369	42,439
	第2段階				480	390	1,559	48,329
	第3段階①				880	650	2,219	68,789
	第3段階②				880	1,360	2,929	90,799
	第4段階	2割負担	1,377	1,500	1,600	4,477	138,787	
		3割負担	2,066	1,500	1,600	5,166	160,146	
要介護3	第1段階	1割負担	765		380	300	1,445	44,795
	第2段階				480	390	1,635	50,685
	第3段階①				880	650	2,295	71,145
	第3段階②				880	1,360	3,005	93,155
	第4段階	2割負担	1,530	1,500	1,600	4,630	143,530	
		3割負担	2,295	1,500	1,600	5,395	167,245	
要介護4	第1段階	1割負担	838		380	300	1,518	47,058
	第2段階				480	390	1,708	52,948
	第3段階①				880	650	2,368	73,408
	第3段階②				880	1,360	3,078	95,418
	第4段階	2割負担	1,676	1,500	1,600	4,776	148,056	
		3割負担	2,514	1,500	1,600	5,614	174,034	
要介護5	第1段階	1割負担	910		380	300	1,590	49,290
	第2段階				480	390	1,780	55,180
	第3段階①				880	650	2,440	75,640
	第3段階②				880	1,360	3,150	97,650
	第4段階	2割負担	1,820	1,500	1,600	4,920	152,520	
		3割負担	2,731	1,500	1,600	5,831	180,761	
入院時の居住費			多床室	880円/日	要介護度・負担割合にかかわらず一律			
			個室	1,250円/日				
第1段階	世帯全員が 市町村民税非課税	高齢福祉年金を受給している方。生活保護を受けている方。						
第2段階		預貯金額が単身650万円、夫婦1,650万円以下、かつ合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方。						
第3段階①		預貯金額が単身550万円、夫婦1,550万円以下、かつ合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方。						
第3段階②		預貯金額が単身500万円、夫婦1,500万円以下、かつ合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間120万円超の方。						
第4段階		市町村民税課税世帯の方、本人が市町村民税課税の方、別世帯の配偶者が市町村民税課税の方、又は第1段階から第3段階②の基準を超える方。						
※合計所得金額とは、前年の収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額です。								
※公的年金等収入額とは、税法上課税対象の収入となる公的年金等(国民年金・厚生年金など)の収入をいいます。								
※平成28年8月より、非課税となる年金(障害年金・遺族年金など)も上記収入額に含まれます。								

■介護保険その他の加算料金(月額表示)裏面の料金以外に当施設で必須となる下記の加算が加わります。(単位:円)

加算種類	1割負担	2割負担	3割負担	加算の内容
看護体制加算Ⅰ	155	279	403	常勤の看護師を1名以上配置。
看護体制加算Ⅱロ	279	527	775	常勤の看護師を1名以上配置。なおかつ入居者数に応じて配置している。
夜勤職員配置加算Ⅱ	434	837	1,271	定数を超えて夜勤職員を配置。
日常生活継続支援加算	1,178	2,356	3,503	新規入所者のうち要介護4.5及び認知症自立度Ⅲ以上の閉める割合が一定以上かつ介護福祉士の数が入所者6人に対して1人以上配置。
科学的介護推進体制加算Ⅱ	53	105	157	ケアに関してまとめ厚労省へデータ提出、フィードバックを受け、PDCAサイクル・ケアの質の向上の取り組みを推進する。
自立支援促進加算	314	627	941	入所者に対し医学的評価とそれに基づくリハビリテーションや日々の過ごし方等についてアセスメントし、介護支援専門員や介護職員が日々の生活において適切なケア実施のための計画を策定し、日々のケア等を行う取り組みを評価した際に加算する。
排せつ支援加算Ⅰ	11	21	32	排泄に介護を要する入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報を活用している場合に加算する。
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	4	7	10	褥瘡の発生と関連するリスクについて、施設入所時に評価するとともに(既入所者については、記録等に基づき入所時における評価を行う)、その評価結果等を厚生労働省に提出し、当該情報を活用している場合に加算する。
認知症チームケア推進加算Ⅱ	126	251	377	認知症の行動・心理状況の予防に資する認知症介護に係る専門的な研修を終了しているものを配置し、かつ認知症・心理状況に対応するチームを組んでいること。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	14.0%	14.0%	14.0%	介護職員処遇改善のための加算。総単位数に対する割合。

■その他必要に応じて掛かる、介護保険サービス加算料金(日額負担分)(単位:円)

加算種類	1割負担	2割負担	3割負担	加算の内容	
初期加算	32	63	94	入居後30日に限り加算する。入居後、30日以上入院をされ、再び施設に戻られた場合も同様に加算する。	
安全対策体制加算	21	42	63	外部研修を受けた担当者を配置し、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていることにより加算する。	
持A等D加L算維	ADL維持等加算(Ⅰ)	32 (月額)	63 (月額)	94 (月額)	評価対象利用期間が6月を超える利用者の総数が10人以上であり、利用開始月と当該月の翌月から起算して6月目においてBarthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月毎に厚生労働省に提出していること。評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が3以上であること。
	ADL維持等加算(Ⅱ)	63 (月額)	126 (月額)	189 (月額)	
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	115 (月額)	230 (月額)	345 (月額)	口腔の健康保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、個々の口腔衛生の管理計画を行った場合に加算されます。かつ、情報を厚生労働省に提出し、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算する。	
療養食加算	7 (1食)	13 (1食)	19 (1食)	医師より発行された食事箋に基づき療養食を提供した場合、1日3食を限度として1食を1回として計算する。	
排せつ支援加算	排せつ支援加算(Ⅱ)	16 (月額)	32 (月額)	47 (月額)	排せつ支援加算Ⅰの要件に加え、施設入所時と比較し排尿・排便の一方が改善し、いずれかに悪化が無い又はおむつ使用から使用なしに改善している場合に加算する。
	排せつ支援加算(Ⅲ)	21 (月額)	42 (月額)	63 (月額)	
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	14 (月額)	27 (月額)	41 (月額)	褥瘡マネジメント加算Ⅰの要件に加え、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生がない場合に加算する。	
外泊時費用	257	514	771	1月につき、外泊・入院をされた日の翌日から6日間を限度として算定する。	
看取り介護加算	① 死亡日以前31～45日	76	151	226	医師により回復の見込みがないと判断され、入居者又はご家族が看取りを希望されたご希望された場合に加算されます。当施設又は居宅にて亡くなられた場合、死亡以前45日を上限として加算する。
	② 死亡日以前4～30日	151	301	452	
	③ 死亡前日、前々日	711	1,422	2,132	
	④ 死亡日当日	1,338	2,676	4,013	
退所時情報加算	261 (1回)	523 (1回)	784 (1回)	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に入所者等1人につき1回に限り算定する。	
協力医療機関連携加算(令和6年度)	105 (月額)	209 (月額)	314 (月額)	①協力医療機関が下記(1)(2)(3)の要件を満たす場合に加算。 (1)入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 (2)高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。 (3)入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。 ②協力医療機関がそれ以外の場合	
	1(月額)	10(月額)	16(月額)		

■その他の料金(単位:円)

理髪・美容代	実費	業者の定める金額
文書料	300	1通につき(入居証明書、領収書再発行など)
電気器具使用料	1機種 50/日	入居者持ち込みの電気器具使用料
その他の費用	実費	入居者の希望による日常生活上の費用

その他の料金については、要介護度や負担段階に関係なく共通料金です。

特別養護老人ホーム 長等の里 利用料金表

多床室（4人部屋・2人部屋）

令和6年8月1日現在

（単位：円）

	負担段階	負担割合	①介護負担 利用料金		居 住 費 ②	食費(日額) ③	日 額 ①+②+③	月 額 (31日)
要 介 護 1	第1段階	1割負担	616		0	300	916	28,396
	第2段階				430	390	1,436	44,516
	第3段階①				430	650	1,696	52,576
	第3段階②				430	1,360	2,406	74,586
	第4段階	2割負担	1,231	1,000	1,600	3,216	99,696	
		3割負担	1,847	1,000	1,600	4,447	137,857	
要 介 護 2	第1段階	1割負担	689		0	300	989	30,659
	第2段階				430	390	1,509	46,779
	第3段階①				430	650	1,769	54,839
	第3段階②				430	1,360	2,479	76,849
	第4段階	2割負担	1,377	1,000	1,600	3,289	101,959	
		3割負担	2,066	1,000	1,600	3,977	123,287	
要 介 護 3	第1段階	1割負担	765		0	300	1,065	33,015
	第2段階				430	390	1,585	49,135
	第3段階①				430	650	1,845	57,195
	第3段階②				430	1,360	2,555	79,205
	第4段階	2割負担	1,530	1,000	1,600	3,365	104,315	
		3割負担	2,295	1,000	1,600	4,130	128,030	
要 介 護 4	第1段階	1割負担	838		0	300	1,138	35,278
	第2段階				430	390	1,658	49,135
	第3段階①				430	650	1,918	57,195
	第3段階②				430	1,360	2,628	79,205
	第4段階	2割負担	1,676	1,000	1,600	3,438	106,578	
		3割負担	2,514	1,000	1,600	4,276	132,556	
要 介 護 5	第1段階	1割負担	910		0	300	1,210	37,510
	第2段階				430	390	1,730	53,630
	第3段階①				430	650	1,990	61,690
	第3段階②				430	1,360	2,700	83,700
	第4段階	2割負担	1,820	1,000	1,600	3,510	108,810	
		3割負担	2,731	1,000	1,600	4,420	137,020	
入院時の居住費			多床室	880円/日	要介護度・負担割合にかかわらず一律			
			個室	1,250円/日				
第1段階	世帯全員が 市町村民税非課税			高齢福祉年金を受給している方。生活保護を受けている方。				
第2段階				預貯金額が単身650万円、夫婦1,650万円以下、かつ合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方。				
第3段階①				預貯金額が単身550万円、夫婦1,550万円以下、かつ合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方。				
第3段階②				預貯金額が単身500万円、夫婦1,500万円以下、かつ合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間120万円超の方。				
第4段階				市町村民税課税世帯の方、本人が市町村民税課税の方、別世帯の配偶者が市町村民税課税の方、又は第1段階から第3段階②の基準を超える方。				
※合計所得金額とは、前年の収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額です。								
※公的年金等収入額とは、税法上課税対象の収入となる公的年金等(国民年金・厚生年金など)の収入をいいます。								
※平成28年8月より、非課税となる年金(障害年金・遺族年金など)も上記収入額に含まれます。								

■介護保険その他の加算料金(月額表示) 裏面の料金以外に当施設で必須となる下記の加算が加わります。

(単位:円)

加算種類	1割負担	2割負担	3割負担	加算の内容
看護体制加算Ⅰ	155	279	403	常勤の看護師を1名以上配置。
看護体制加算Ⅱ口	279	527	775	常勤の看護師を1名以上配置。なおかつ入居者数に応じて配置している。
夜勤職員配置加算Ⅱ	434	837	1,271	定数を超えて夜勤職員を配置。
日常生活継続支援加算	1,178	2,356	3,503	新規入所者のうち要介護4.5及び認知症自立度Ⅲ以上の閉める割合が一定以上かつ介護福祉士の数が入所者6人に対して1人以上配置。
科学的介護推進体制加算Ⅱ	53	105	157	ケアに関してまとめ厚労省へデータ提出、フィードバックを受け、PDCAサイクル・ケアの質の向上の取り組みを推進する。
自立支援促進加算	314	627	941	入所者に対し医学的評価とそれに基づくリハビリテーションや日々の過ごし方等についてアセスメントし、介護支援専門員や介護職員が日々の生活において適切なケア実施のための計画を策定し、日々のケア等を行う取り組みを評価した際に加算する。
排せつ支援加算Ⅰ	11	21	32	排泄に介護を要する入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報を活用している場合に加算する。
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	4	7	10	褥瘡の発生と関連するリスクについて、施設入所時に評価するとともに(既入所者については、記録等に基づき入所時における評価を行う)、その評価結果等を厚生労働省に提出し、当該情報を活用している場合に加算する。
認知症チームケア推進加算Ⅱ	126	251	377	認知症の行動・心理状況の予防に資する認知症介護に係る専門的な研修を終了しているものを配置し、かつ認知症・心理状況に対応するチームを組んでいること。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	14.0%	14.0%	14.0%	介護職員処遇改善のための加算。総単位数に対する割合。

■その他必要に応じて掛かる、介護保険サービス加算料金(日額負担分)

(単位:円)

加算種類	1割負担	2割負担	3割負担	加算の内容	
初期加算	32	63	94	入居後30日に限り加算する。入居後、30日以上入院をされ、再び施設に戻られた場合も同様に加算する。	
安全対策体制加算	21	42	63	外部研修を受けた担当者を配置し、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていることによって加算する。	
持A等D加算維	ADL維持等加算(Ⅰ)	32(月額)	63(月額)	94(月額)	評価対象利用期間が6月を超える利用者の総数が10人以上であり、利用開始月と当該月の翌月から起算して6月目においてBarthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する毎月に厚生労働省に提出していること。評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が3以上であること。
	ADL維持等加算(Ⅱ)	63(月額)	126(月額)	189(月額)	
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	115(月額)	230(月額)	345(月額)	口腔の健康保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、個々の口腔衛生の管理計画を行った場合に加算されます。かつ、情報を厚生労働省に提出し、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算する。	
療養食加算	7(1食)	13(1食)	19(1食)	医師より発行された食事箋に基づき療養食を提供した場合、1日3食を限度として1食を1回として計算する。	
排せつ支援加算	排せつ支援加算(Ⅱ)	16(月額)	32(月額)	47(月額)	排せつ支援加算Ⅰの要件に加え、施設入所時と比較し排尿・排便の一方が改善し、いずれかに悪化が無い又はおむつ使用から使用なしに改善している場合に加算する。
	排せつ支援加算(Ⅲ)	21(月額)	42(月額)	63(月額)	
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	14(月額)	27(月額)	41(月額)	褥瘡マネジメント加算Ⅰの要件に加え、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生がない場合に加算する。	
外泊時費用	257	514	771	1月につき、外泊・入院をされた日の翌日から6日間を限度として算定する。	
看取り介護加算	① 死亡日以前31～45日	76	151	226	医師により回復の見込みがないと判断され、入居者又はご家族が看取りを希望されたご希望された場合に加算されます。当施設又は居宅にて亡くなられた場合、死亡以前45日を上限として加算する。
	② 死亡日以前4～30日	151	301	452	
	③ 死亡前日、前々日	711	1,422	2,132	
	④ 死亡日当日	1,338	2,676	4,013	
退所時情報加算	261(1回)	523(1回)	784(1回)	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に入所者等1人につき1回に限り算定する。	
協力医療機関連携加算(令和6年度)	105(月額)	209(月額)	314(月額)	①協力医療機関が下記(1)(2)(3)の要件を満たす場合に加算。 (1)入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 (2)高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。 (3)入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。 ②協力医療機関がそれ以外の場合	
	1(月額)	10(月額)	16(月額)		

■その他の料金

(単位:円)

理髪・美容代	実費	業者の定める金額
文書料	300	1通につき(入居証明書、領収書再発行など)
電気器具使用料	1機種 50/日	入居者持ち込みの電気器具使用料
その他の費用	実費	入居者の希望による日常生活上の費用

その他の料金については、要介護度や負担段階に関係なく共通料金です。